

代表質問

12月定例会では、8つの会派が代表質問を行いました。代表質問を行った会派の名称、発言順及び発言時間は次のとおりです。

日本共産党(98分)、創生市川(166分)、公明党(166分)、チームいちかわ(81分)、清風いちかわ(98分)、自由民主の会(81分)、市民クラブ(98分)、市川維新の会(81分)

※2次元コードから代表質問の動画をYouTubeにてご覧いただけます。



誰もが納得して働ける環境の整備を

問 本市の正規職員と会計年度任用職員について、平均年間給与に大きな格差があるとのことである。同一労働同一賃金が満たされていけば格差にも納得感があるが、実際は正規職員と変

会計年度任用職員

答 同一労働同一賃金については、非正規雇用の労働者か否かにかかわらず、責任の程度を含めて同一の業務内容であれば、同一の賃金を支給するものと認識し

八幡5丁目共同住宅

問 八幡5丁目の建築物は、当初、共同住宅とされていたが、途中から社員寮に変更された。本市の宅地開発条例では、建築物の用途に

答 同法は、安全保障上重要な施設や国境離島等の機能を阻害する土地・建築物の活用を防止する法律であり、国が重要施設の周辺や国境離島等を注視区域などに指定した上で、区域内の土地等の利用状況などを調査し、機能阻害行為の中止などの勧告・命令を行うものである。同法の運用は、国が直

問 本市に空家対策課及び空家対策推進参与が設置されて以降、初めての空家等対策協議会が、令和5年11月10日に開催された。協議会においては、どのようなことが話し合われたのか。

答 協議会では、空家等対策の推進に係る新制度などを議題とし、補助制度の新設・拡充、(仮称)空家活用マッチングサービス及び空家法改正に伴う空家等管理活用支援法人の指定の3点について、各委員から意見を聴取した。聴取した意見などは、新制度や今後の空家対策の参考にしていきたい。なお、法改正に伴う空家等管理活用支援法人の指定については、厳格な基準を設定できるまでは、当面行わない方針とした。



空家等の適切な管理や有効活用の検討を

問 行徳地域におけるコミュニティバスの運行に関しては、既存の南部ルートとは別に、令和6年2月から1年間、新たに二つのルートを設けて検証実験運行を実施する予定とのことであるが、具体的にはどのような検証を行っているのか。

答 検証実験運行の期間中は、新たに設ける二つのルートの利用状況を把握する

問 令和5年2月定例会で、

は、他の観光スポットなどと共に紹介する動画をYouTubeで配信することで、若い世代に関心を持ってもらい、実際に行きたくなくなるような取り組みも検討する。

より駐車場の台数に制限があるが、社員寮の判断基準について、市はどう定義しているか。また、工事完了後に建物用途が変更となった場合の市の対応を問う。

答 同条例では、社員寮の定義は定めておらず、審査の段階で社員寮が確認するため、駐車需要の制限に関する申入書兼誓約書や賃貸借契約書兼重要事項説明書の写しを提出してもらい、社員寮と判断している。社員寮の定義は、今後、近隣市を調査、研究していく。

問 令和4年9月、重要土地等調査法が全面施行されたところであるが、その概要を問う。また、現在、国は同法に基づき第3回目の「注視区域」などの指定作業を進めており、陸上自衛隊松戸駐屯地の周辺が注視区域の指定候補とされたことに伴い、松戸市との市境において本市の一部もその候補となった。本来、国が

住民への説明会を行うべきだが、その予定はないとのことである。そこで、市が説明会を行う考えはあるか。

答 同法は、安全保障上重要な施設や国境離島等の機能を阻害する土地・建築物の活用を防止する法律であり、国が重要施設の周辺や国境離島等を注視区域などに指定した上で、区域内の土地等の利用状況などを調査し、機能阻害行為の中止などの勧告・命令を行うものである。同法の運用は、国が直

南部ルートの検証実験運行

この調査により、各便の乗車人数や停留所の利用状況を調べ、乗車人数の多い区間を把握するとともに、乗客の利用目的や利用頻度などを分析し、かつ既存の路線バスとのバランスも考慮した上で、既存の南部ルートの運行計画の変更などについて検討を進めていく。

問 愛宕神社のイチョウの

は、他の観光スポットなどと共に紹介する動画をYouTubeで配信することで、若い世代に関心を持ってもらい、実際に行きたくなくなるような取り組みも検討する。

より駐車場の台数に制限があるが、社員寮の判断基準について、市はどう定義しているか。また、工事完了後に建物用途が変更となった場合の市の対応を問う。

答 同法は、安全保障上重要な施設や国境離島等の機能を阻害する土地・建築物の活用を防止する法律であり、国が重要施設の周辺や国境離島等を注視区域などに指定した上で、区域内の土地等の利用状況などを調査し、機能阻害行為の中止などの勧告・命令を行うものである。同法の運用は、国が直

住民への説明会を行うべきだが、その予定はないとのことである。そこで、市が説明会を行う考えはあるか。

答 協議会では、空家等対策の推進に係る新制度などを議題とし、補助制度の新設・拡充、(仮称)空家活用マッチングサービス及び空家法改正に伴う空家等管理活用支援法人の指定の3点について、各委員から意見を聴取した。聴取した意見などは、新制度や今後の空家対策の参考にしていきたい。なお、法改正に伴う空家等管理活用支援法人の指定については、厳格な基準を設定できるまでは、当面行わない方針とした。

清風いちかわ

竹内 清海 (補足質問者)
青山ひろかず (総括質問者)
松永 鉄兵

市指定文化財を未来に引き継ぐための市の役割を質問したところ、市は文化財所有者等に対する、その保護と管理に関する支援方法を検討していくとのことであった。検討の結果、市はどのような支援を行い、今後のまちづくりに向けて文化財をどう活用していくのか。



愛宕神社のイチョウ

日本共産党

清水みな子 (総括質問者)
やなぎ美智子
廣田 徳子

を市の広報紙や公式ウェブサイトで周知していく。

空家等対策協議会